

## 四日市港管理組合議会海外港湾事情調査団派遣事業業務委託 仕様書

### 1 事業目的

令和7年11月11日（火）から14日（金）にかけて、海外港湾の最新状況について実地調査を行うため、四日市港管理組合議会が調査団をタイ王国及びカンボジア王国へ派遣する際に、対象港湾への訪問を効果的に実施し、全行程における移動・宿泊を安全かつ円滑に遂行できるよう、必要な企画・運営・管理をはじめ、航空券・宿泊の手配、添乗員・通訳等・専用車・現地ガイド等の手配を委託することを目的とします。

### 2 業務内容

- (1) 業務名 四日市港管理組合議会海外港湾事情調査団派遣事業業務委託
- (2) 委託期間 契約の日から行程終了の日までとします。
- (3) 訪問先 タイ王国（バンコク港）及びカンボジア王国（シハヌークビル港）
- (4) 業務内容

四日市港管理組合議会海外港湾事情調査団派遣事業が円滑に遂行できるよう、次のアからコの業務を実施すること。

#### ア 調査団派遣の企画・運営・管理

- ① 別紙行程概略に基づき、議員の視察という本来の目的を逸脱しない行程案を企画し、提案すること。
- ② 行程の企画に際しては、現地の正確な情報を入手し、治安や衛生などに配慮の上、参加者の安全を確保すること。
- ③ 企画の実施にあたっては、訪問国内において、訪問先との緊密な連絡調整を図るため、現地旅行会社等による支援体制を構築し、不測の事態に際して確実に対応すること。
- ④ 参加者の行程管理を適切かつ円滑に行うこと。
- ⑤ 参加者のビザ（査証）について、必要な手続きを行うこと。

#### イ 航空券の手配

- ① 安全面、経済面、行程面を勘案した上で、航空券7名分を手配すること。  
（可能な限り、国内線との共同運航便とすること）
- ② 座席は、原則近接した列の端側のシートを確保すること。見積りは、航空券代（エコノミークラス）、空港施設利用料、空港利用税、出国税、発券手数料などを明記すること。また、不測の事態に備え、行程及び日程変更可能な航空券の料金で算出すること。

なお、燃油サーチャージについては、令和7年6月23日現在の燃油サーチャージ額を見積書に計上すること。

#### ウ 宿泊ホテルの手配

- ① 以下の条件を満たすようホテルを手配し、その経費を見積もること。  
令和7年11月11日（火）カンボジア王国（プノンペン）  
11月12日（水）タイ王国（バンコク）  
禁煙7室  
ホテルは、インターネット接続環境を有し、かつホテル内の朝食会場で禁煙スペースを確保できるものとし、クラス及びホテル名を明記すること。
- ③ 部屋タイプは、バスタブ付きとし、全て同一タイプで1室1名宿泊とすること。

#### エ 食事場所の確保

- ① 行程の中で必要となる昼食、夕食を必要人数分手配できる場所を確保すること。  
ただし、行程管理上やむを得ない理由がある場合は、この限りではない。
- ② 昼食、夕食については、議会事務局と別途協議を行うこと。
- ③ 昼食、夕食にかかる費用については、別途支払うものとし、見積書に計上しないこと。

#### オ 添乗員の手配

参加者の行程管理及び安全確保のため、現地の情報に精通し、経験が豊富で、添乗業務が専門の職員を全行程に同行させること。

#### カ 通訳等の手配

- ① 同時・逐次を問わず、日本語・現地語で原稿なしの港湾に関する意見交換に柔軟に対応可能な通訳等を手配すること。  
・令和7年11月12日（火）午後、13日（水）午後
- ② 見積りは、半日（4時間）単位で記載すること。

#### キ 専用車、現地ガイドの手配

- ① 空港と調査対象港、ホテル間の移動のため、専用車を手配すること。
- ② 専用車は、人数分のスーツケース等の荷物の収納が可能で、かつ概ね参加人数の2倍程度の座席がある車両とすること。
- ③ 有料道路通行料金や駐車料金等、必要な諸経費を見積りに含めること。
- ④ 訪問国の地勢等にかかる説明・質疑に対応するため、専用車と同期間、日本語による円滑なコミュニケーションが可能な現地ガイドを手配すること。

- ⑤ 現地ガイドは、通訳等と兼任しないこと。
- ⑥ 専用車運転手、現地ガイドの双方には、事前に訪問先の場所（駐車場所等を含む）を確認させ、訪問当日に最も効率的な方法で視察を行えるようにすること。

ク 携帯電話の手配

- ① 旅行中使用できる携帯電話を1台手配すること。
- ② 旅行中使用できる携帯型WiFiを1台手配すること。
- ③ レンタル料のみの金額を見積もること。使用料については、帰国後に精算するものとします。

ケ 海外旅行保険の加入

参加者全員の海外旅行保険の金額を見積もること。なお、保険金の種類及び金額は、以下の通りとします。

- ① 傷害死亡・傷害後遺障害・傷害治療費用・疾病治療費用 各 1,000 万円以上
- ② 疾病死亡 500 万円以上
- ③ 賠償責任 5,000 万円以上
- ④ 救援者費用 500 万円以上

コ 参加者に対する事前説明会の開催

参加者に対する事前説明会を、令和7年10月29日（水）午前に実施し、渡航にかかる留意点等に関する資料を用いて担当者が説明を行うこと。

(5) 契約上限額

2,992,000 円

(消費税及び地方消費税を含む。これを超える提案及び契約はできません。)

(6) 納品物

委託業務実施内容及び実施スケジュールを記載した「委託業務計画書」  
(原則としてA4版・両面印刷) 2部 (提出時期：委託業務着手時)

(7) 納入場所

三重県四日市市霞二丁目1-1 四日市港管理組合議会事務局

(8) 業務実施上の条件

ア 委託業務の実施にあたっては、実施内容を四日市港管理組合議会事務局と協議しながら進めるものとします。

イ 上記の協議の結果、提案内容から業務実施内容が変更となる場合があります。

- ウ 業務実施内容の変更の結果、委託金額の増減があった場合は、委託業務の額の変更契約を締結することがあります。
- エ 委託期間内において、必要に応じて四日市港管理組合議会事務局との業務内容打ち合わせを実施し、業務の進捗状況及び実施予定等を確認するものとします。
- オ 委託業務を円滑に推進するための実施体制として、総合旅行業務取扱管理者を配置するものとします。
- カ 委託業務の実施にあつては、旅行業法等の法令を遵守するとともに、必要な運営管理を行うものとします。

(9) 特記事項

参加者は7名を予定していますが、1名増の8名になる可能性があります。この場合の1名分の経費増分については、契約変更で対応します。  
確定次第連絡調整のうえ、変更契約を締結する場合がありますのであらかじめご留意ください。